

研究所 月報 2024.3

所得税および個人住民税

定額減税の実務

昨年12月22日、令和6年度の税制改正大綱が閣議決定され、その中で新たな制度「定額減税」が発表されました。

この制度は、令和6年分の所得税に定額減税（特別控除）を適用するもので、令和6年6月から実施される見込みです。国税庁から給与計算実務に参考となるパンフレットおよびQ&Aが公開されました。

次で所得税、裏面で住民税を解説します。

(1) 定額減税の対象者

この減税の対象となるのは、令和6年分の所得税を納税する居住者で、その年の合計所得金額が1,805万円以下の方々です。

給与収入のみの方は、給与が2,000万円以下の場合に対象となります。

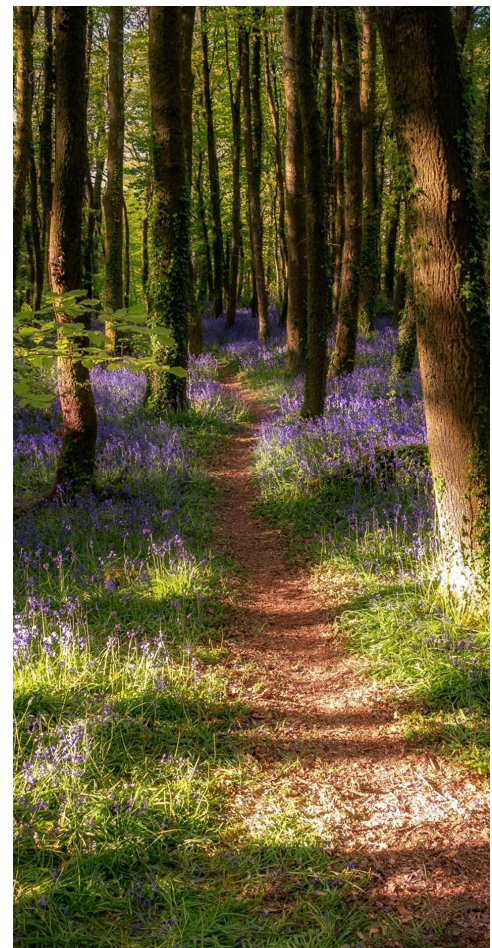
(2) 減税額

- 本人（居住者のみ）30,000円
- 同一生計配偶者または扶養親族（居住者のみ）1人につき30,000円
例えば2人世帯の場合は計60,000円となります。

(3) 実施方法

- 給与所得者
令和6年6月1日以降に支払われる給与から、所得税と復興特別所得税の合計額から定額減税額が差し引かれます。
- 公的年金受給者
給与所得者と同様に、年金から所得税等の額が控除されます。
- 事業所得者等
令和6年分の所得税確定申告時に特別控除が適用されます。

給与所得者では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉所得税額から順次控除します。



住民税の定額減税

定額減税は、1人につき所得税 30,000 円、住民税 10,000 円が減税されるというもので、所得税は6月分の給与計算から対応が必要になります。

一方の従業員が納付する個人住民税について、給与から控除する特別徴収を行っている場合、2024年6月に給与を支払う際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を2024年7月から2025年5月まで、それぞれの給与を支払う際に毎月控除する予定になっています。

市区町村からは、2024年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に、控除した額等が記載されて送られる予定です。また、会社は、2024年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することになる予定です。

個人住民税の減税の実施方法(案)

給与所得に係る特別徴収

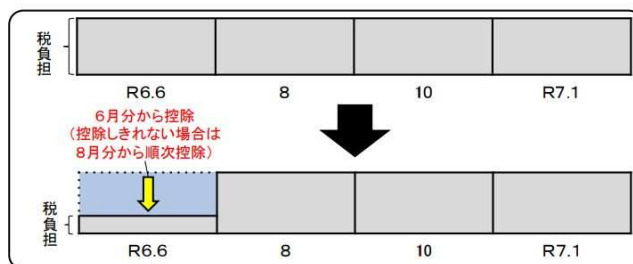
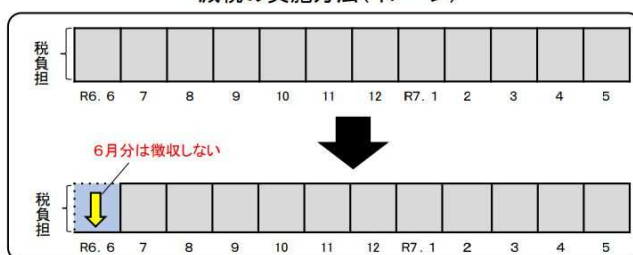
- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

(注) 合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者については、通常どおりの徴収方法による。

普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

減税の実施方法(イメージ)



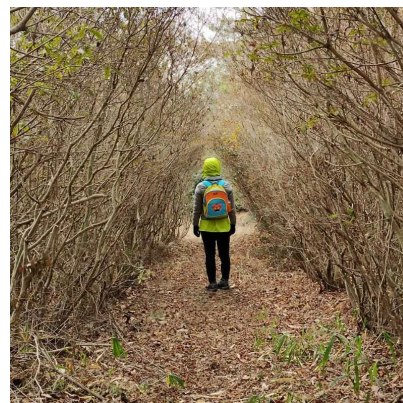
ひらたコラム

バイクのトレーニングのつもりで始めた自転車ですが、それ自体が楽しくなって、休日などは気になった場所を走ったりしています。しかし、自転車で長距離を走れる場所は意外に限られているもので、ネタ切れになってしまいがち。

そこで、登山に目を向けてみました。自転車と違って、山はそこかしこに鎮座していて、県内の低山だけでも50はありそう。軽い気持ちで近所の800mほどの山に登ったところ、2日にわたる筋肉痛を発症し、その効果を実感したのです。

さっそく書店で「広島県の山」という、そのまんまな本を購入し、次なる低山を調べる日々です。いつか山頂でコーヒーを挽いて飲んだりする、のか…？

トレーニングばかりで、肝心のバイクはまだまだ冬休み…な最近です。



発行/2024年2月29日 第142号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

